

沼津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

沼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

沼津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

	「		「
別表中	12,900円	13,700円	14,500円
	11,300円	12,100円	12,900円
	9,700円	10,500円	11,300円
	」	を	13,340円
			14,170円
			15,000円
			11,670円
			12,500円
			13,340円
			10,000円
			10,840円
			11,670円
			」

に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の沼津市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた沼津市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」

という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

「提案理由」

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額を改めるほか、所要の改正を行うものである。